

石川県公報

平成30年4月3日(火曜日)

号 外

(第 40 号)

目 次

公 告
○石川県条例第20号の公布公告

(税 務 課) 1

公 告

石川県条例第20号の公布公告

石川県公告式条例(昭和25年石川県条例第32号)第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁並びに県総合事務所及び県税事務所前の掲示場に掲示して公布した。

平成30年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項中「第七十二条の二十八第二項又は」を「第七十二条の二十八第二項及び」に改める。

第五十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)」を加える。

第七十五条第一項中「においては」を「には」に、「以下」を「。以下この条及び第七十八条第二項第四号において」に、「二戸について」を「二戸」に、「について」を「について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「第六項各号」を「第七項各号」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「ほか、第二項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項及び第二項」を「その他の同項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(法第七十二条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この条から第七十八条の二までにおいて同じ。))

一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十八条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十八条の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

第七十六条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十八条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に、「足りる書類を添付して」を「足りる書類を添付して」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第七十七条中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第七十八条第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第七十八条の二第二項中「(法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下この項及び第五項において同じ。)」を削り、同条第五項中「足る」を「足りる」に改める。

附則第十一条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

附則第十二条の二の二中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十二条の二の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十二条の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表

第七号中
1 汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)の用途
2 ガスタービン発電装置の動力源の用途

汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)の用途
に改め、同

表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の第五十五条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の第七十五条から第七十八条の二までの規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 改正後の附則第十二条の四第一項の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

